

豊川市民生委員児童委員協議会役員等選任内規

- 1 会長及び会長指名順位1位の副会長は、豊川市民生委員児童委員協議会連絡会長及び副会長をもって充て、会長指名順位2位の副会長は、理事全員の中から理事会で選任する。
- 2 会計及び監事は、地区民生委員児童委員協議会会長（以下「地区会長」という。）による理事の中から選任する。

附 則

この内規は、平成16年4月22日から施行する。

この内規は、平成17年5月12日から施行する。